

平成20年5月27日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 タ カ ラ ト ミ 一
代 表 者 名 代表取締役社長 富山幹太郎
(コード番号 7867 東証第1部)
問い合わせ先 執行役員管理本部長 田島 省二
T E L 03-5654-1280

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成20年6月25日開催予定の第57回定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものです。
単元未満株式についての権利を合理的な範囲内に制限するため、所定の規定を第10条（単元未満株式についての権利）として新設するものです。
株式取扱規程に規定されている事項の明文化として現行定款第12条（株式取扱規程）に文言を追加するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成20年6月25日
定款変更の効力発生日 平成20年6月25日

以 上

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
第1条(条文省略) (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) (条文省略) (2) プラスチックモデル、模型、手芸品、工芸セットの企画、製造ならびに販売 (3)~(11) (条文省略) (新設) (12)~(14) (条文省略) (15) 化粧品、医療部外品、医療用具、健康機器、浴場用雑貨品、浴場用水回り設備機器、家庭用防犯通報装置、ビール・焼酎・コーヒー・ジュース等の飲料水給付器の企画、製造ならびに販売 (新設) (16)~(23) (条文省略) (24) 広告代理業 (25)~(38) (条文省略) 第3条~第9条 (条文省略) (新設) (単元未満株式の買増請求) 第10条 当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4)次条に定める請求をする権利 (単元未満株式の買増請求) 第11条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に対し売り渡すことを請求(以下「買増請求」という。)することができる。 2. (条文省略)	第1条(現行どおり) (目的) 第2条 (現行どおり) (1) (現行どおり) (2) プラスチックモデル、模型、 <u>インテリア関連商品</u> 、手芸品、工芸セットの企画、製造ならびに販売 (3)~(11) (現行どおり) <u>(12)インターネットメディア事業</u> (13)~(15) (現行どおり) (16) 化粧品、医療部外品、医療用具、健康機器、浴場用雑貨品、浴場用水回り設備機器、家庭用 <u>健康増進関連機器</u> 、家庭用防犯通報装置、ビール・焼酎・コーヒー・ジュース等の飲料水給付器、 <u>および浄水器具</u> の企画、 <u>開発</u> 、製造ならびに販売 (17) <u>健康食品、栄養食品の商品企画、研究、製品開発、製造ならびに販売</u> (18)~(25) (現行どおり) (26) <u>広告代理業、広告及び宣伝業、広告・宣伝に関する企画ならびに制作</u> (27)~(40) (現行どおり) 第3条~第9条 (現行どおり) (単元未満株式についての権利) 第10条 <u>当会社の株主(実質株主含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>(4)次条に定める請求をする権利</u> (単元未満株式の買増請求) 第11条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に対し売り渡すことを請求(以下「買増請求」という。)することができる。 2. (現行どおり)

現行定款	変更案
第 <u>11</u> 条（条文省略） (株式取扱規程)	第 <u>12</u> 条（現行どおり） (株式取扱規程)
第 <u>12</u> 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	第 <u>13</u> 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主提案権その他の株主の権利行使に関連する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第 <u>13</u> 条～第 <u>43</u> 条（条文省略）	第 <u>14</u> 条～第 <u>44</u> 条（現行どおり）

以 上